

第4回 長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会 議事録

1 開催日時

平成19年10月30日(火)午後1時30分から3時35分まで

2 開催場所

長野県庁 議会棟 第1特別会議室

3 出席者

委員：大槻幸一郎委員、小木曾亮弐委員、小澤吉則委員、菅原聰委員(座長)、
高畑八千代委員、中原正純委員、浜田久美子委員、林和弘委員、
丸田藤子委員、森繁弘委員、両澤増枝委員(五十音順：11名全員出席)
長野県：加藤英郎林務部長、原隆文森林政策課長、久米義輝森林整備課長、
片桐明信州の木活用課長、黒田和彦財政課長、篠原豊税務課長 ほか

4 議事録

(1) 開 会

(事務局)

本日は、第4回「長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会」の開催にあたり、公私とも御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の懇話会は、これまでの懇話会での御議論を踏まえまして、8月31日に公表しました「森林づくりのための新たな財源確保の方策・検討案」について、県民の皆さん、市町村、さらには県議会からいただきました御意見を御報告させていただきます。

その後、懇話会の皆様から、これからの森林づくりの取組や、費用負担のあり方について、御提言に向けて御議論いただきたいと思っております。終了は概ね3時半の予定としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、懇話会開会にあたりまして、加藤林務部長から御挨拶を申し上げます。

(2) あいさつ

(加藤林務部長)

本日は第4回の懇話会を開催いたしましたところ、委員の皆様には、時節柄大変ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

当懇話会は、本年5月に設置いたしました以来、第1回目を6月に、第2回目を7月に塩尻市の現地調査を兼ねまして、また、第3回目を8月に順次開催してまいりました。

この間、本県の森林・林業の現状と課題、森林づくりの取組状況、新たな費用負担の必要性、新たな財源確保の方策等について、委員の皆様から幅広くご意見をいただいております。

当懇話会のご議論を踏まえまして、8月31日には、県の「森林づくりのための新たな財源確保の方策 検討案」を公表いたしました。仮称・森林税について、その財源の用途は、間伐など健全な森林づくりの推進を中心に、森林づくりへの県民参加の促進、その他森林づくりを進めるための取組とすることの3つの柱をお示しし、財源確保の仕組みは県民税の均等割の超過課税方式とすることを提案し、市町村や住民の皆様、企業の皆様など、広く県民の皆様からご意見を伺ってまいりました。

9月には、県内10地域で「みんなで支える森林づくり県民集会」を開催し、700名を超える県民の皆様にご参加いただく中で、県がお示した検討案をたたき台として、間伐など里山整備の課題をはじめ、県民の費用負担のあり方や、新たな財源の使い道など、広くご意見をいただきました。

9月県議会では、議員の皆様から、仮称・森林税の用途の内容や、その用途を明確にする仕組み、河川下流域の住民や企業の皆様からの協力の必要性など、ご質問やご提案をいただきました。

今月の13日には、中信地区の波田町において、「みんなで支える森林づくりシンポジウム」を開催し、県内各地域での森林づくりの取組を発表いただくなど、森林づくりの現状と主体的な参加について県民の皆様にご理解を深めていただき、また、新たな費用負担の必要性についてもご意見をいただいたところです。

本日の懇話会では、これら県民の皆様からお寄せいただきました幅広いご意見の概要を委員の皆様にお伝えするとともに、森林づくりのための新たな取組と費用負担のあり方について、取りまとめられるご提言の内容につきましても、ご議論をいただけるとのことですが、よろしく願いいたします。

委員の皆様には、当懇話会をはじめ県内それぞれの地域で、森林づくりのためにご尽力いただいておりますことに改めて感謝申し上げます、開会のごあいさつといたします。

(事務局)

続きまして、菅原座長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いします。

(菅原座長)

今日はお忙しいところをありがとうございます。

長野県の森林の整備が遅れている状況については、委員の方にご理解いただいたことと思っています。やはり基本的には、森林所有者が役割を果たさなければならないことは一般的な考えですが、現在の林業の置かれている状況から、森林所有者の森林離れ、林業離れが進んでいます。森林は個人的な財産という意味もありますが、同時に社会的な意味も持っています。現在の社会においては、森林の社会的な意味が広く期待されているのに、手入れをしなければその社会的意味を失ってしまう。それで、何とかしてそれをカバーしていかなければならない。そのためには県民の総参加で、みんなで森林づくりをしていくことが重要であるということから、前回の懇話会では、県から、森林づくりのための新たな財源確保の方策について検討案のたたき台が示され、積極的に了承したところです。

その後、県民の皆様からご意見を聞いて、その結果が今日提出されています。私達は、やはり県民が長野県の森林を本当に豊かにして、安全で美しい県として住めるように、森林を整備していく必要があると思っています。そのために私達はこの懇話会で、長野県の森林が良くなるためにはどうしたらよいか、そのために森林税と言うものをいただいて、どうやっていくかということについて、基本的なところから検討していきたいと思いますので、よろしく願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、このあとの会議の進行につきましては、懇話会設置要綱に基づきまして、座長をお願いしたいと存じます。では、菅原座長、よろしく願いします。

（座 長）

それでは議事を進めてまいります。最初に、県が8月31日に検討案を公表し、その後色々な方からご意見を聞いていただいた結果について、県から説明してください。

（森林政策課長）

資料1 について説明

（座 長）

ありがとうございました。県民集会等に参加された委員の方の中で、特に印象に残る意見がありましたらご紹介してください。

（委 員）

私は、地元の伊那で開催された第1回目の県民集会に参加させていただきました。一番印象に残ったのは、関係者が多く一般の市民の方はほとんどいらっしゃらなかったというふうに思いました。何らかの形で森林づくりに携わっている地元の方々や、森林組合の関係者の方とかも多々いらっしゃったと思いますが、多くのご意見が出される中で、多数を占めていたのは境界の問題でした。地区の中で何とか間伐を進めようとしても、集会にも出てきてもらえないとか、何とかそこに働きかけるにはどうしたらいいのか、そこにお金は使えないのだろうかといったご意見がすごく多かったと思っています。私自身の問題意識もそこにあったので、直面する一番の大きい問題は、森林所有者を動かせられない、やりたくても動けないという状況の中で、その森林整備をどうするかというのが本当に大きな問題であるということであらためて感じました。

（委 員）

私は9月28日の上田会場に出席させていただきました。ご意見をお聞きしていると、やはり県民集会には森林問題に主張を持った人達の参加が多いなと思えました。ただ、パブリックコメントの募集や、県民集会の場所を増やしていただいたこと、県民からの意見を幅広く募っていただいたことは、消費者団体として感謝申し上げます。そこに参加されなかった方達に、これから関心を持っていただく活動がとても大切であると思えました。

（委 員）

私は佐久会場に参加させていただきました。やはり佐久でも森林関係者が多かったのですが、間伐材を何とか使いたい、その方策を考えてほしいという意見が出ました。

（委 員）

私はバスで、日頃ボランティア活動をしている市民の方たちといっしょに、10月13日の「みんなで支える森林づくりシンポジウム」に参加しました。岡谷の災害の現場を実際に見せていただいてから、シンポジウムに向かいました。最初バスの中で、森林税は全く払いたくないという人達がほとんどでしたが、岡谷の災害現場で、県の現地機関の職員が一生懸命に昔の地図等を用いて災害の状況を分かりやすく説明してくれて、それを見てシンポジウムに参加しましたところ、帰りのバスの中では、全員が森林税を払ってもいいという意見になりました。ということは、ここに大切なヒントがあると思います。

分かれば人はちゃんと動きますね。ですから、いかにみんなに分かりやすく、市民が想像力を働かせることができる域まで情報を共有する努力をしていただくと、人は変わって

行く。普段森林づくりには興味がない人達が、バスで県職員と1日お付き合いをする中で、色々なことを勉強できて有意義だったと言われました。もうひとつは、職員にとっても良かったんじゃないかなと思いました。森林税に対する反対意見や厳しい意見が変わって行く過程を県職員の人達が生で聞けたということは、これから良い財産になっていくヒントがあると思いました。

(座長)

今のお話を聞いていると、現在の社会では森林がなくても生活していける社会になってしまっている、都会に住んでいる方ほど森林の意味が分からない。しかし、実際にその現状を見ると何とかしなければいけないという気持ちになってくる。やはり県民全体が山ともっと近づくようなことをやっていかなければならないし、森林づくりをやっている方は自分のためだけではなく、県民全体のためにやっていかなければならない。森林づくりの必要性をお互いに感じ、その考えをどうやって交えていくかが、これからの課題であり、そうならないと長野県の森林は美しくならない。

皆さんのお話を聞いていると、関心のある人しか県民集会等に出てこない、他の人はそっぽを向いていることが実際に分かってくる。そういうことを県民の共有のものとする、そのことが大きな目標にもなるだろうということで、シンポジウム等やって良かったと感じました。

市町村からも、かなり意見を出していただきました。これから長野県の森林を良くしていくためには、市町村の協力がなければできないのは確かなことです。市町村のご意見というものは尊重していきたいと思います。中原委員、小木曾委員からお考えを聞かせてください。

(委員)

私は市長会を代表して参加しております。各市長なり市の考え方も掌握をした上で臨んでいかなければいけないという思いもありまして、私の個人的な意見は捨てて申し上げてきているわけではありますが、市長会の事務局を通じて、19市のアンケートをとっていただき、市長会のご意見を出していただきましたので、その内容を少し申し上げておきたいと思っております。

森林税の導入については、問題点を指摘する市もありましたけれども、賛成又は導入は必要であるという意見が大多数でありました。森林の恩恵を受けている県民全体で森林づくりを支えることは、今の時の流れとして重要であるから是非進めるべきだというご意見でありました。また一方では、森林づくりによって恩恵を浴ずるのは下流地域住民でもあるので、そういう皆さんをどう巻き込んでいくかということも必要ではないかというご意見もありましたが、いずれにしても大多数は、賛成であります。

平成19年度から国から地方に3兆円の税源移譲がなされました。国税の一部が減額されて、地方税である住民税が一部増えました。住民は、国税で減っている分は気がつかず、認識ができなかったのですが、増えた分は意識をします。そういう意味では、地方にとっては重税感があります。ましてや、定率減税が廃止されましたから、そのことが重税感につながっている。いずれにしても税を導入するにあたっては、住民の理解を得るための最大限の努力をして、十分な理解を得た上でタイミングを見る必要があるという意見もありました。本来国家レベルで進めていかなければならない課題であるので、国に向かって例えば環境税のようなことを働きかけるべきだという意見もありました。先ほど市町村交付金の話がありましたが、徴収事務を市町村が行うこととなるため、それに伴う財源措置な

り窓口業務に対する配慮なりを考えてほしいという意見、新たな財源については、既存予算を減らすことなく事業費に追加すべきであるといった意見もありました。率直に市長会で受けた意見を申し上げました。

（委員）

私は飯田市で行われた9月21日の県民集会に出席させていただきました。実感といたしましては、私が思った以上に大勢の人が出席し会場が一杯でありました。色々な意見が出る中で、税に反発する意見がもっと出るかと思って聞いておりましたところ、強く反対する方はほとんどなく、大多数が森林税に対して賛成という意見でした。反対がなかったことは非常に興味深いところでした。

特に飯田、下伊那では高齢化で森林づくりを担う人が少なくなってきました。私の村自体でも今、青空の山の下で働いてみませんかということで募集をした1ターンの人が多く、その中で林業というものは難しい技術であり、一人前になるまで10年くらいかかる。担い手の確保・育成についても税を活用したらどうかといった意見も出ており、私自身が感銘を受けました。

先ほど中原市長も言われましたが、長野県は上流県でありますし、私の村も愛知県に注ぐ矢作川の最上流にありまして、上流地域で一生懸命森林を整備し、環境を良くしてきれいな水をつくり送り込んでいるので、下流域の人達の協力、支援を要求しても良いのではとの意見をいただきました。根羽村はお隣が愛知県の豊田市ですので、豊田市の企業へ出向きまして、財源のない村ですと事情をお話ししたところ、現実にトヨタの系列会社でアイシン精機という会社が、1社100万円ずつ森林整備に使っていただきたいという動きが4年くらい前から出てきました。今、そういう会社が毎年1社ずつ増えまして5社になりました。こうした動きが、長野県の森林税のことを理解していただければ、さらに増えてくるのではないかという思いをいたしました。こうしたことも長野県は上流県として特に必要ではないか、PRすることが必要ではないかという思いを持っておりました。

出席した方のほとんどが、間伐に理解を示していただいております。この後協議されると思いますが、どのぐらいの額が適当かということですが、私は下伊那郡の山林協会、メンバーは市町村長と森林組合長で構成されておりますが、その会長もしております。10月9日に、下伊那山林協会として10項目ほどを県に要望しております。その中のひとつに、森林税の推進をしてほしいということ、山林協会として県へ要望いたしました。

（座長）

今までのお話を聞いておきますと、長野県民は森林整備に対する理解はあると考えて良いようですね。森林整備をしなければならぬと思っていることは確かであるけれども、森林税でどこまで整備するかということには、若干疑問があるということでしょうか。

（委員）

そういう問題が分かる方、関心を持っている方、それからそういう機会にふれた方は、森林づくりが本当に必要だとわかるということだと思います。ただ、関心を持たない方や、生活に精一杯の方にとっては、まだまだ遠い問題だと思っています。

（座長）

森林の問題は、今の生活には直接関係ないけれども、自分の子供や孫になれば関係があ

る。今は見えないから、今の生活が中心となって、森林の問題は別に置いて考えるのではないのでしょうか。ただ、このまま森林が荒れては困ります。

県民から税金をいただくという形で納得するとしても、上流県であるので受益者が他にいないのではないかという意見もありますが、これは寄附金という形で、税に加えて処理するということが良いのでしょうか。

(委 員)

実際には寄附金で処理しております。

(座 長)

県議会での議論にもありますが、水力発電関係の会社への賦課という意見については、どのように考えたら良いのでしょうか。

(委 員)

下伊那郡町村会の中で、電力会社からも応分の負担をいただく提案をしてほしいと言われてきています。

(座 長)

県ではどのように考えますか。

(林務部長)

県議会の一般質問で、電力会社にもご負担をいただいたらどうかのご提案がありました。電力会社には色々なところでご負担をいただいております、また、水利使用料や電源開発促進税等も納めておられますし、電力会社の多くは大きな企業で複数県にまたがっており、広域的な課題となってくるため、新たな制度として作り出すのは難しいとご回答したところです。

(委 員)

県議会のご質問に関心を持っていますけれども、今の電力会社の負担の話は、上下流の問題の切り口の視点としてはもっともではあると思います。しかし、県で回答されたように、企業側から見ると電源開発関係の税は地元に対する迷惑料負担というような視点で入れており、仮に税という形で制度化した場合には、価格転嫁という形で消費者負担に話が振り変わるということも避け得ない話です。このことをどう考えるか。

法人へ県民税均等割の何%という話がありますけれども、本社があるところに係る仕組みになるはずなので、電源開発の関係はそういう視点からすると今の制度からは外れます。あえて税をかけるというのは難しい話ではないかと思えます。そういう面から寄附金という形で、企業の毎年の収益から善意の寄附をいただくような、また、税制上それを何らかの手法で特例的な措置をとるとかというやり方をしていけば、電力関係の皆さんも快く乗っていただける道は十分にあるのではないかと思えます。

(座 長)

新たな財源としては、基本的に県民税均等割の超過課税でいただいでいく。それ以外に受益者からの寄附金で対応していくという流れの中で整理してよいのでしょうか。その中で、財源全体を増やしていくということでしょうか。

県民やその他のご意見に対して、ほかにご発言がありますか。

(委員)

菅原座長と一緒にシンポジウムの発表者と懇談する中で、珍しい意見を聞きました。実際に山で働く方の意見を聞くと、山で暮らしていきたい、そのためには林業労働者として山で暮らせることが必要であり、所得保障とまでは言えないが、ある程度の収入が得られて生活できることが必要だということでした。森林税という新たな財源によって森林整備という仕事が安定的に確保されれば、これらの方々が理想的な山での暮らしができるという意欲に転換できる。今、山村が相当疲弊している中で、森林づくりに関わる人達が山で暮らせることを保障できるということを県民にきちんと知らせることが大事ではないでしょうか。

別の問題ではありますが競争原理というものがあって、競争原理が働くことによって森林整備の労働者の賃金がかかなり圧縮されているのも現実です。こうなると仕事をやりたいが、稼げない。一方、森林税と捉えれば、一般の方はその税が効率よく使われるためには競争原理は欠かせない。森林整備する側と費用負担する側の論理の中で、山村に暮らして山村振興に役立つ人達の確保も必要であることを強調したいと思います。

(座長)

森林は「もの」と「ひと」なのです。人もある程度定住していかないと山は良くなりません。森林を整備していくことは、山村の定住者を安定的に確保していくことにつながる。その視点で森林整備を考えていかなければならないということだと思います。難しい問題ではあるが、これこそ長野県がやるべきことではないでしょうか。

ほかにご意見はございませんか。

(委員)

ある市長と議論したことがありました。その方は、やはり恩恵を受けるのは下流域の住民であるという認識を持っていました。だから新税に対する疑問もあり、あるいはまた、国で考えるべきことではないかとも言われました。私達は、素晴らしい森林をはじめ大自然の中で恩恵を享受しながら毎日生活している。経済活動もしている。消費、経済活動を通じて、みんなが自然に負荷を与えて生きている。従って、資源循環型社会を築いていく上でもっとも大事なことは、下流域で納めるべきという発想よりも、恩恵を受けているものが少なくとも率先垂範をすることによって、下流域の住民や、国全体の意識啓発につながるのではないかと、そういうことを考えるべきではないかということも議論しました。

具体的な話になって恐縮ですが、前から質問的な意見を述べてありますが、要は県は市町村とどう連携するのかということが大事であり、県が税収として得たものを基金なりで管理をして、特別会計のような形できちっと明確にして県民に分かるようにすることはもちろんですが、少なくとも市町村に対して補助金で税を還元していくのか、交付金のような形にしていくのか、あるいは、市町村に負担を求めるのか、求めないのか。あるいは所有者負担を求めるのか、負担ゼロでいくのか、負担をどれくらいにするのか、その辺の仕組みづくりを具体化する必要があります。税の理解を求めて集める市町村が、あるいはまた、市町村を通じて里山の間伐を中心に森林づくりをしようとする時に、住民と市町村が一緒になってその気になれるような方策を、この税を生かしてやってもらいたいと思います。

(座 長)

森林整備を進める時お金がなかったらできないけれども、お金があっただけでもだめですね。やはり人がいる仕組みがないと森林整備は進まない。市町村とどうやって連携するか、人材をどうやって育てていくか、仕組みをどうやって作っていくかが基本です。森林整備は極めて奥が深くて複雑で、税だけで済む問題ではありませんが、そこから切り込んでいかないと、また前に進まない。

それで、森林づくりのための新しい提案をこの懇話会には出さなければならない責任があります。税額がいくらかわからないことには考えが出せないという意見もある。そして何に使うかということが分からないと提案もできないという意見もあります。何をやっていいか、どういった形で森林整備を推進することができるか広く県民のご提案をいただきました。そこで、県民や県議会のご意見というものを考えながら、原案を作るということで一応作ったのがお手元にあるところの案です。これは、大槻委員と相談させていただきながら、事務局に整理をしていただく形で案を作った。これは基本的なたたき台と思って皆さんのご意見をいただき、最終的な提言を出していきたいと思っています。資料2になりますが、このことに対するご意見をいただきたいので、よろしくお願いします。

1ページから4ページまでの森林・林業の現状と課題については、今まで懇話会でお話をいただいたとおりでありますので、このことについては事務局で整理した案で行きたいと思えます。まず、5ページから8ページについてご意見をいただきたいと思えます。

私が一番言いたいのは6ページの下にあるように、森林税をいただいてこれから森林税を使っていくことに関しては、既存の施策で十分に取組みなかった施策を行うことを提言していきたいことです。2番目は県民がその成果を実感できるようなものであることを提案し、3番目は財産形成だけを目的とするものではなく、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるものであること、これが一番重要で、森林税をいただいて森林を整備していく段階において、県民がそれによって長野県は美しく安全な県であると保障できるということを実感していただくことを一番の目的としたい。しかし、これを全部公費でやるとなると、多額のお金がかかるが、林業という手段を使うことによって、うまくいくことがあるんじゃないか。従って、林業に対してのてこ入れをすることが県民全体の利益につながっていくという理論を持ちたいと思うが、いかがでしょうか。

(委 員)

ちょっと難しいかなと思ったのは、県民がその成果を実感できるものであることの意味です。都市部に住んでいる人は、森林の存在の実感がまったくない、あるいは分かりませんから、逆に言えば、その成果を実感できるという意味もよく分からないのではないのでしょうか。

(座 長)

第3回懇話会でのご意見の中で、事業の結果が県民の目に見えるような形でやって欲しいという意見があったわけです。それは、今おっしゃるように日常的に森林と関係している人にしか分からないことかもしれない。しかし、こういうことをきっかけとして森林との関係を持ってもらえば、だんだんと分かるようになっていくだろうということだと思えます。そういうことのために、森林に接する機会を持っていただくということだろうと思えます。抽象的で分かりにくい部分もあると思えますが、こういうことを考えて前に行きたいと思えます。

（委員）

県民の実感ということは非常に難しいのかなということがありまして、最終的に座長のおっしゃった森林の成立に必要なことをしてくださいね、という提言になっていると思いますので、非常に良い提言であると受け止めました。けれども、もう一方において、税金を入れて、それがどうなったのかという、今の実感と合わさる意見になるのですが、いわゆるチェック機能をどうするかとか、チェック組織をつくって欲しいということも提言に加えていただくと、実感としては分からないけれども、税金としては非常にプラスの方向に使われたんだと、確かに経営もある程度できているらしいということが客観的に見えてくると、今回の提言が形になったということも見えてくるのではないのでしょうか。

（座長）

今のご意見については、11ページに透明性の確保と検証という項でチェック機能を考えています。

公平な施策を展開しているかを確認する仕組みを作って欲しい。それを作ることによって一步一步進んでいったらいいのではないかと。皆さんおっしゃるように、一般市民の方はなかなか森林に対して、目を向けている数は少ないけれども、一人でも二人でも増えていくよう、透明性を保障するようなシステムを作っていただきたい。

（委員）

これは税金に合わせて、全体を通じた検証ということでよいのでしょうか。

（座長）

税金をチェックすると同時に、実際の施業もチェックしていくというふうを考えています。そういうことで、県民の皆様にご負担いただくわけですから、県民のためになるような施策をやっていきたい。しかし、県民に直接働きかけることもあるけれども、林業を振興することによって県民に実際の成果を見ていただくというやり方もあります。やはり林業がしっかりしないと森林整備は進まないと思います。

次に、7ページの里山を中心とした森林づくりの推進については、県民税を使った事業の中心となるものであると私は考えています。他のものと並べたため目立ちませんが、基本的には里山を中心とした森林づくりが新しい事業だと考えています。森林づくりの関連施策の推進であるとか、県民参加による森林づくりの推進もあるが、里山をメインにして、これも付け加えるという理解で結構です。要するに、里山の整備がなかなか進まないという議論があった中でこれを頑張ってやっ行ってこうではないかということです。

シンポジウムで事例発表した香山さんから、合理的に森林整備をやったらある程度の採算は取れるという意見もありました。大半の場所では採算が取れないのです。複雑な事情が絡み合っていて間伐が進まないところは、税を使ってきっちり進めるべきではないでしょうか。

（委員）

長野県は、里山という意識が強く、田んぼ等が山際にあり、それが全て集落周辺にあって密接な関係であったものが、現状では本当に厳しい状況にあります。そこに森林的価値、経済的価値を見出そうとすると、規模的にあまりに小さくて複雑です。特に野生鳥獣との関係もあって、里山を中心とした整備に重点化するという事は非常に良いと思います。

特にこの下段に書いてある所有権等の移転も含め、経営権の委任や所有権の移転といった発想は、これから必要になってくる所有権と経営権の分離であり、個人所有の多くの問題がある意味では解決する手法になります。森林組合でも真剣に考えたいと思います。

(座長)

具体的には壁が多いが、それをやらないと課題を突破できないと思っています。

(委員)

長野県こそこの部分はかなり必要なのではないのでしょうか。

(座長)

その辺をやるのが長野県のやり方ではないかと思います。

(委員)

私もよく分からずに参加させていただいて、学ばせていただく中で、将来的には経営権の委任や所有権の移転、これをやらなければ結局長野県の森林問題は解決しないと認識させていただきました。壁があっても乗り越えなければならない問題だと認識しています。ここは遠慮がちに書いてありますが、もうちょっとしっかりとお願いします。

(委員)

私もここが一番の大きな問題であると思います。先ほど中原委員がおっしゃっているような、市町村レベルにもものすごく密接したところでもあり、そこに具体的にどうやっていくのかということもあって、例えば、境界コーディネーターを作ってみるとか、具体的な実践がほしいです。例えば、今、伊那市で市民の森に関わっていますが、森林整備とか木材生産等でないさまざまな整備が求められてくる。そうなるといままでの既存の市町村の林務担当では収まりきれない問題がたくさんありまして、その壁に実はぶつかっています。熱心にやってはいるが、これまでの行政行為ではないことが多々起きてきます。単純に予算をつまましたでは動かないということを実感しています。

里山を管理し整備していくにあたり、これまでの林業とは違うシステムや仕組みづくりが必要になってくることを大前提にした上で、予算の作り方と人の配置の仕方、市町村レベルでの横断的なプロジェクトチームといいますか、林務係に限定するのではないようなやり方など、柔軟性が求められていると思います。できるならば、そういったことも踏み込んで書いていただけるといいと思います。

(座長)

いままでこのようなことを書くと、それは机上の空論であると言われました。しかし、今は、それを実行をして欲しいし、実行できることを書きたいところです。理屈でこれはやるべきだということはできるが、それはいくら言ってもだめです。仕事がものすごく増えると思うがそれだけ頑張っていたらいいという気持ちもある。しかしながら、県民から森林税をいただく以上は、このぐらいのことはやりたいと思います。

(委員)

境界がはっきりしないので後々大変になる、これをどうするかということを中心に記述していますが、この問題は実は行政の皆さんも十分認識している中で、どうしたらいいの

か悩んできている大きな案件の課題でもあります。国が交付金の中に境界を整備するためのお金を入れてみたりして、問題意識は持っているが、実際なかなか進んでいきません。最後どうするのかということで、ここにありますように、経営権と所有権を異にするような発想、農業関係ではごく当たり前になってきましたが、山でもそろそろそういう時代に入ってくるはずだと言う時に、森林組合の役割は非常に大きくなると思います。制度研究で非常に引っかかっている点ですね。ここは実は難しいというところを経験いただいている県の方々もいらっしゃると思うので、こんな点が難しいという意見をいただいたらと思います。

(座長)

県のほうから発言いただけますか。

(林務部長)

県といたしましては、まず制度を頭に浮かべます。個人の方には権利があり、その権利は当然法律で保障されていまして、その法律を変えることは難しい。だから困難だという考えになってきます。現実的には、施業代行制度が森林法に規定されておりますけれども、それが一度も発動された事例がないということは、民法における所有権があるために難しいということです。

最近、飯伊森林組合でも取り組んでおられますけれども、長期施業委託制度というものが実質的な経営権の委任にあたると考えれば、アプローチは可能ではないかと思えます。法体系そのものを改正するとなると大変ですが、いろいろなアプローチの方法があって、その一つとして長期施業委託制度を普及していく中で展望を見出せるのではないかと思います。

(委員)

上伊那森林組合の組合長以下職員も、森林税の導入に当たって、ある意味では張り切っています。不在地主の問題等について、この際森林組合が県と市町村と連携して真剣にやって、解決していこうと意気込んでいます。どう汗をかくかという問題です。それには仕組みづくりをきちっとしていく。そういう意味で、この具体的な取組方向の記述に市町村への支援とありますが、支援だけでなく、連携、協力という言葉もここにも欲しいところです。

(座長)

結局、森林づくりをやっていく段階において所有者だけではできない。それと同時に、地域というものが一緒にならなければならない。それも重要なことです。それと同時に住民も支援していかなければならない。それらが一体化して初めて進んでいくと思います。森林づくりというのは、結局体制作りではないか、そういうものと関連していくと思います。そういうことでは、市町村と森林組合の連携、協力の一体的な仕組みづくりということではないでしょうか。

森林税をいただき、何をやるかのメインは7ページであります。8ページにあるように、市町村への交付金なども考えていく項目であると思うし、県民が参加していくということも必要なことです。しかし、全体の中でメインは7ページであるということで考えて、提言書を整理してよいでしょうか。皆さんもそのようなことをご理解されたということをお願いいたします。

次に新たな費用負担のあり方については、財源確保の必要性、費用負担のあり方については、今まで議論されたところです。費用負担の方法としては一応いままでの懇話会で出されてきて、県民税の超過課税の均等割で実施するというご理解をいただいています。ここで一番の問題は、いくら負担していただくかということです。これは先ほどからも議論になっていますように、やはりある程度具体的な金額を提言として出さなければならぬと考えます。この負担額について、もう少し突っ込んでどなたかご提案いただけますか。税金なので多いのはいやだ、少ないほうが良いとなるのは当たり前ですが、結局森林整備を前において、ご意見をいただきたいしたいと思います。

(委員)

具体的な金額に入る前に、金額を決めるにも先ほどの重税感ではありませんが、「弱者に対する配慮をすること」というような文言をどこかへ書いて欲しいと思います。それが入ることによって、金額も違ってくるのではないかと思います。

(座長)

それをどこかに入れるように考えます。一般の税金の場合、ここはどうなっていますか。

(税務課長)

生活保護を受けられている方などにつきましては、県民税の均等割につきましても非課税になっています。

(座長)

私は県民と森林の結びつきを深くするために、どんな人でも負担していただいたほうが良いと思っていましたが、確かに配慮すべき点です。現行の制度でできるということですので、記述する方向で考えます。

今日の一番難しいテーマですが、例えば県民集会ではだいたい1,000円というようなことが多く出てきていますし、それ以外にも、もうちょっと少ない額ということも出てきています。いくらにするかという理論的な根拠はなかなか難しいが、これからの間伐の推進のためにどのくらいの費用が必要になると考えているのか、事務局で示していただき、参考とさせていただきたいと思います。

(森林政策課長)

間伐に関してどのくらいの費用が必要かということでございます。で説明しますと、県民集会でも税額をお示ししないでお話をしてまいりましたので、県民集会でも同じような質問を何人かの方からもいただきましたが、資料3の中で次のように申し上げました。

5ページの(3)で、信州の森林(もり)づくりアクションプランに基づき、平成16年度から27年度までに251,400ヘクタールを間伐するスケジュールで今やっております。

平成19年度は18,000ヘクタールを目標として間伐を進めています。今後、この間伐計画面積が増えてまいりまして、年間24,000ヘクタールの間伐が数年続くという中で、7ページになりますが、県の予算は年々厳しく一般財源の確保も非常に厳しい中であっても、ご覧のように森林整備については一定の配慮をしている状況です。平成19年度は18,000ヘクタールの間伐面積に対しまして、47億円の予算でやっております。この47億円の中には国庫補助金も入っております。

このような状況の中で、10ページになりますが、県民の方に使い道ということで、ア、イ、ウの3項目をお示しして、特にこのアをメインとするということでご意見をお聞きをしています。左側の図が19年度ベース、年間18,000ヘクタールの間伐を今後5年間やったらどうなるかというのがこの面積でございます。右側の図は、先ほどのアクションプランで増えていく部分を加味した時に、これだけ膨らんでくるという面積の表でございます。

この表の金額の差は、年間で約11億円の差が出てまいります。つまり、左のベースですと47億円ベースですが、右側の表になると58億円ベースになるということになります。この11億円不足するという中には、国庫補助金が入っておりませんので、効率的な事業の実施ですとか、今まで以上の国庫補助金の確保の努力をしたとしても、一般財源のベースで年間5億円から6億円ぐらいは不足するのではないかという試算をいたしております。

(座長)

わかりました。いま原則的にこれだけのことをやっていかなければならないから、これだけの額が必要との話でしたが、これから間伐も非常に難しいところをやっていくわけですから、それですから、単価も上がるかも知れません。1年間の新たな必要額も不確定で変動する可能性もありますが、やはり本当に良い森林になってほしいし、良い施業もやって欲しいと思います。こういうことになりますと、やっぱり幾らくらいが適当か、どなたか口火を切ってもらえませんか。

(委員)

いままでお話してきたいろんな人達の反応を考えたときに、それから増税感を考えたときに、最低限の確保というところで、また、11ページにもありますように5年程度でまずきちんと検証すべきだと思っておりますけれども、個人で500円であれば、今まで説明のあった最低限度の確保ができると思います。

(委員)

県民等からの意見の中では、500円、1,000円、1,000円以上というものがありますので、アンケート結果から幅を持たせて構わないということであれば、500円から1,000円の間で決めていただければという感じになります。アンケート結果によると、500円から1,000円の間で構わないという人は85%になりますから。

(委員)

500円程度が妥当ではないでしょうか。

(委員)

何に使うかということで議論をしていたので、結局は間伐だと5億円、6億円で補助金を入れて、18,000ヘクタール、24,000ヘクタールの間伐が確保できるということですが、それ以外に、里山整備の重要な部分で獣害対策とか境界問題とか諸々の費用がさらに加算されるとなると、はっきりいって市町村も本当に苦労している。下伊那の15市町村それぞれが間伐補助金にかさ上げをしているが、財政規模によってかさ上げできないところもあり、間伐推進でも一様のお話ができない。手厚く補助金が確保されて

いるところはどんどん面積が増えていく。この市町村の苦勞を何らかの形で支援しない限り、県だけが潤うわけには行かない。500円は最低レベルであろうけれども、プラスアルファでやるべきことが長野県の森林税の活用という大きな目標を達成するには1,000円であると、私としてはお願いをしたいと思います。

(委員)

まず素朴な疑問として、必要な目標としての11億円というのを逆算していくと、単純に森林整備に使うのだけでも、仮に1,000円徴収とした場合で、法人県民税がどのくらいになるかわかりませんが、それを加えてようやくという感じなのではないかと思うと、今まで論議してきたことが非常に整合性が取れなくなってしまうのではないかと。では、今論議していることがそのまま必要だから税をたくさんいただけるかという、そういうことでもないのか具体的な使い道、使い方の問題がものすごく大きな問題になってくるのではないかと思います。当初私自身は500円くらいならと思っていましたが、それでは間に合わないというようなことになってきてしまうと、やる意味を考えたときに、積極的に理解をいただくという姿勢でいただくしかないのかなという思いです。

(委員)

弱者への考慮を加えていただき、500円から1000円です。

(委員)

いろいろと他の会議で皆さんの意見を聞いたりしましたが、使い方をはっきりさせて欲しいということと、本当に有効に使って欲しいということが強く言われました。やっぱりアンケートなどを見ますと、500円から1,000円が妥当ではないでしょうか。

(委員)

今の議論でちょうど2回目の資料を振り返って見ますと、県からおよそ本県での税収見込み額がどうかお示しいただいたものがありまして、これを見ますと今ご説明のあった6億円ぐらいの場合は、個人が500円で法人県民税が5%という話ですけれども、個人を1,000円にして、法人はそのままということでやると12億円となるわけですね。正に500円だと足りない分が賄えるという話になりますし、それだけで足りるのかということで今回も提案書を見ますと、基本的に林業が自立していくためには、効率のよい機械の導入とか、1にも2にも林道とか作業道の整備と言われているわけですから、そこまで合わせて整備するとなると、当然これは林業に関わる方の最大限の効率化の努力をした後で、限りなく1,000円に近い方がこれらの提言のものがより前に進んでその後、5年後には林業がある程度自立できる方向が見えてくるのではないのでしょうか。先ほど言ったチェック機能というものは十分必要になってきますが、500円から1,000円に近い額が必要かなと思います。

(委員)

最初に申し上げましたように、下伊那山林協会ですらまったく同じような議論をしてきましたけれども、5億円や6億円では間伐だけしかできない。90%を占める下伊那の西部、南部の林野率を見たときに、林業振興イコール地域振興につながるのだから、今ここで林業の手を緩めることはできないので、500円から1000円が必要ではないかという意見です。

(委員)

皆さんと同じ意見で、幅を持たせていただいたほうが良いのではないかと思います。と申しますのも、何に使うかの中で、先ほど林委員からお話がありましたが、具体的に林業バージョンのデカップリングまではっきり言うかどうかはありますが、担い手ないしは農山村定住促進にきちっと担い手の方々へのというのは、実は他ではないんですよ。農業でははっきり国の助成制度の中に入っていますけれども、林業バージョンというのはあるようでなかなか見えないのです。ですから、県単独でこの機会にそこを一つの狙いにするという面では、1,000円ぐらいをきっちりいただかないとできない位の気持ちを提言いただいて、問題は、やはり実行の担保、その使い道が県民の皆さんに後々まで悔いのない形で担保されていくかどうかという、先ほどの11ページにある検証の仕組みです。すべてここに入っていきような気がします。

私も長野市で開催された県民集会に出させていただきますけれども、最初発言なさった方は非常にきつい言葉ですね、今日参加している人はどちらかという和林業者の皆さんが多いというような話から始まって、この人はひょっとすると新しい制度に反対なのかなと思って構えて聞いていたんですが、どうも話を聞くと最後はそうじゃなくて、もっと今日の集会に長野市というこの都会の皆さんも、知ってもらってたくさん来てもらいたかったと。そういう意味で、森林に関わりのない多くの市民の人達が森林を知ってもらって、自分でも負担して、負担したことが何に使われてその結果がこうなっていると。ややもすると今までの予算の使い方というのは、県という行政システムの中にほとんど委ねられ、県議会での予算審議、決算があるわけですが、なかなか一般市民にまで見える世界ではなかった。ですから、今回のこの11ページの提言は、新しい税を契機にしてお金の使い方ももっとオープンにして、中間のシステムが働くような、そういう長野の新しい糸口にもなっていたきたいという意味合いも込めて、座長の提言が入っています。金額ははっきり申し上げて高いという見方もあるかも知れませんが、その辺がどう使われるのか検証する場面が働いていることを市民にご理解をいただければ、1,000円でいいじゃないかという方もいるかと思いますが、やはり税の負担感というものもあります。それと県民の皆さんの全国レベルでの所得水準というものもありますので、その辺を総合的に判断してお決めいただければと私は思います。

(座長)

やはり、本当に森林を良くしようと思ったら1,000円はいるかも知れない。先ほどからお話がありますように、県民の重税感というものがある中で、森林の必要性から行くと1,000円だけでも、県民の感情からいくと500円から1,000円で、その中から選んでいただくのが適当であるということではいかがでしょうか。

(委員)

11ページにありますように、透明性の確保とともに、例えば1,000円ということになった時でも、県民の皆さんがこれだけのことができていれば良い、というような見えるものをしっかり作っていただきたいと思います。

(座長)

良い森林をつくることをこれからみんなで見ていくことで、金額を明記していきたいと思えます。

次は、実施時期ですけれども、すぐやったほうが良いのか、間をあけたほうが良いのか。要するに、用途を明確にし、それをチェックすることをしたら、いつからやったほうが良いのか。県民の理解を求めてからという話もありましたが、結局、森林は待ってくれるように待って欲しくない。できるだけ早くやった方がいいのではないかと私は思いますが、どのように書くべきでしょうか。

実施期間については、5年間でまたチェックするということが良いと思う。新税の導入にあたって、県は積極的かつ効果的な広報活動を通じて、県民や企業、市町村等の理解を得ていくことが重要であるが、今、喫緊の課題となっている間伐の実行は先送りの出来ないものであることを考慮すれば、速やかに制度設計を行い、早い時期の実施が望まれると書いてありますが、これで良いでしょうか。

(委 員)

県側で、早い時期というのが仮に特定できるのであれば、その時期を明確にしておいた方が良いと思います。

(座 長)

例えば、来年度からというようにですか。

(委 員)

県のスケジュールで、最速この時期にはできますというのが担保できるのでしたら、その時期を書いたらどうかと思います。

(座 長)

できるだけ早い時期にというよりも、県で一番早ければいつから導入が可能なのですか。

(林務部長)

県議会の審議等がございますけれども、それらを考慮して一番早くければ、20年4月からの対応は可能です。

(座 長)

できるだけ早くと書いてありますが、来年の4月というように書いた方が良いのではというご提案ですけれども、どうでしょうか。

(委 員)

12月県議会に県はどのような姿勢が出せるか。提言が全体に注文をつけてありますことを含めて、仕組みづくり等きちっと県が対処して、12月県議会で乗り切れれば良いのですが、県が県民への説明なり、議会の議決を経ていかなければならない立場からすれば、私は、速やかにとして、弾力性を持たせたほうが良いと思います。

(委 員)

時期を明確にすることは提言の一つの責任でもあるし、受ける方の覚悟が必要になります。企業的な考えで申し訳ないんですけれども、時期を明確にしないと逃げ道を作るといえるのは出てきます。ただ、公になる提言が県政に影響があるということであれば、中原委員の言われたような形の表現でも問題はないと思います。

(座長)

県で検討していただき、提言を作るときにそこを書かせてもらいます。できるだけ速やかに、という表現で良いかと思えます。

先ほどの用途を明確にする仕組みづくりについて、普通税にしたけれども基金を作って森林税の分だけそこで管理していくということで、森林税が導入されたらそれは森林整備に使うという税収と用途の管理になっていますが、こういうことができるそうですね。普通税の中から分けてそこで管理するということですね。それをして欲しいということを書いてありますが、県ではそれができますか。

提言では、普通税のうちから森林税分だけを基金に入れ、そこで他へ流用せずに森林整備だけに使って欲しいということですが。

(税務課長)

提言を受けまして、関係部局と話をしながら、検討してまいりたいと思います。

(座長)

私達としてはそうして欲しいと思います。そして、森林整備に使うことによって透明性を図りたいということですので、よろしくお願いします。

先ほど個人の負担額を審議いただきましたが、法人県民税均等割の超過課税の税額はどのくらいがいいか、提案していただきたいのですが。

(委員)

例えば、企業における二酸化炭素の排出量ですとか、企業の従業員数や資本金ということももちろんありますが、そのポイントが森林の税負担に比較的理解しやすい根拠となるようなもののほうが良いのではないかと思います。

二酸化炭素に直結させるのでしたら、今ですと、エネルギー管理指定工場のなある一定量の排出企業についてはという捉え方もできます。単に資本金というよりは、森林税に近い源単位をご提案いただいたほうが良いと思いますけれども。

(座長)

結局一律に5%というのではなくて、そういうものも考慮してという意見ですが、事務局としてはいかがでしょうか。

(林務部長)

法人になぜご負担いただくかと言いますと、法人も県民の一人として森林の恩恵を享受しているという考え方でございます。その観点でいきますと、二酸化炭素排出量という話が出てくると複雑になってきます。また、税制上の仕組みとして、新たなシステム開発に課題が出てくると思われます。

今のご意見を考えると、税制そのものを考え直していかなければなりません。県民税均等割りの超過課税方式とは違った観点の制度になるということで、提案の趣旨から行くと大変な作業にもなりますし、コストもかかると考えます。

(座長)

厳しい状況とのことでありますので、一律課税でいかがでしょうか。

(委員)

第2回の懇話会の資料で、個人が500円でも1,000円でも、法人県民税は5%でおよそ1億4千万円で、税込総額はそれぞれ6億円、12億円とあります。およそ5%という根拠が示されており、今回の資料で他の県を見た場合にも、一番多いのが5%のようです。林務部長の話にありましたように、個人に一律500円という考え方のように、法人も同じく広く山地災害の防止や水源のかん養などの恩恵を受けているので、一律が良いのではないかという論法もあります。それに従えば良いと思います。

(座長)

法人県民税均等割の超過税額は年間5%ということで提言するよう決めさせていただきます。

提言案を検討してきましたが、まだ修正しなければならない点もありますので、あと1週間ほどで県知事に提言を出すために、大槻座長代理と相談させていただき最終的な提言をまとめたいと考えています。そのことを御一任願いたいと思います。今日議論したことを踏まえて提言を取りまとめ、提出させていただきます。よろしくお願いします。

これで本日の検討は終わりました。これは非常に難しい問題で、一つの答えが出てこないということから、多方面からご検討いただきありがとうございました。感謝いたします。

森林税により、長野県の森林がよくなることを期待して、この懇話会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(4) 閉 会

(事務局)

長時間にわたりましてありがとうございました。最後に委員の皆様にも、加藤林務部長から御礼を申し上げます。

(林務部長)

本日は、委員の皆様にも、それぞれのお立場から幅広くご議論をいただき、ありがとうございました。また、6月の第1回懇話会から本日の懇話会に至るまで、委員の皆様には、ご多忙のところを万障お繰り合わせいただき、それぞれのご見識の下に、常に県民の皆様が目線に立って忌憚のないご意見をいただき、心からお礼申し上げます。

本日の懇話会でのご議論を踏まえられ、取りまとめていただきますご提言につきましては、県民の皆様にとりまして大きな意義のあるご提言として、今後、県といたしまして真摯に受け止めさせていただく所存です。

なお、これまでの当懇話会の運営にあたりましては、事務局として至らない点が多かったものと思いますが、菅原座長さん、大槻座長代理さんはじめ委員の皆様の暖かいご理解とご協力をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

「長野県ふるさとの森林づくり条例」が県民の皆様のご賛同を得て制定されてから、この10月で丸3年が経過いたしました。ふるさとの森林の上にも3年、まさに「みんなで支える森林づくり」ための助走の3年間であったと思います。

県といたしましては、今後とも、県民の皆様の森林への深い理解と、県民お一人おひとりが森林づくりに主体的に参加していただけるように、また、県内のそれぞれの地域で「輝く森林」が健全な姿で次の世代に引き継がれていくように、取り組んでまいりたいと存じ

ます。

委員の皆様にはそれぞれのお立場で引き続き、本県の先送りのできない喫緊の課題であります間伐の推進など「みんなで支える森林づくり」に、ご理解とご支援・ご協力をいただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、皆様には本年5月以来当懇話会委員として大変御尽力いただきましたことに改めて感謝申し上げますとともに、皆様のご健勝と今後ますますのご活躍をご祈念いたしまして、本日の懇話会の閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。最終の提言の提出日につきましては、内容の確認を含めて、追って御連絡させていただきたいと思っております。

また、その後の県の対応につきましても、適時に御報告させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上を持ちまして、懇話会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(了)